

食品の原料原産地表示に関する東京都の考え方について

- 1 食品表示制度の概要
- 2 食品の原産地表示制度の概要
- 3 原料原産地表示を行うべき加工食品について
- 4 表示すべき原材料の種類について
- 5 表示すべき原材料の範囲について
- 6 表示の方法について

【資料】

- 資料3 - 1 原料原産地名表示対象20食品群等の概要
- 資料3 - 2 原材料に多様な外国産食材が使用されている例
- 資料3 - 3 食料自給率の推移
- 資料3 - 4 表示の例について

1 食品表示制度の概要

JAS法、食品衛生法及び消費生活条例は加工食品の表示事項を以下のように規定している。

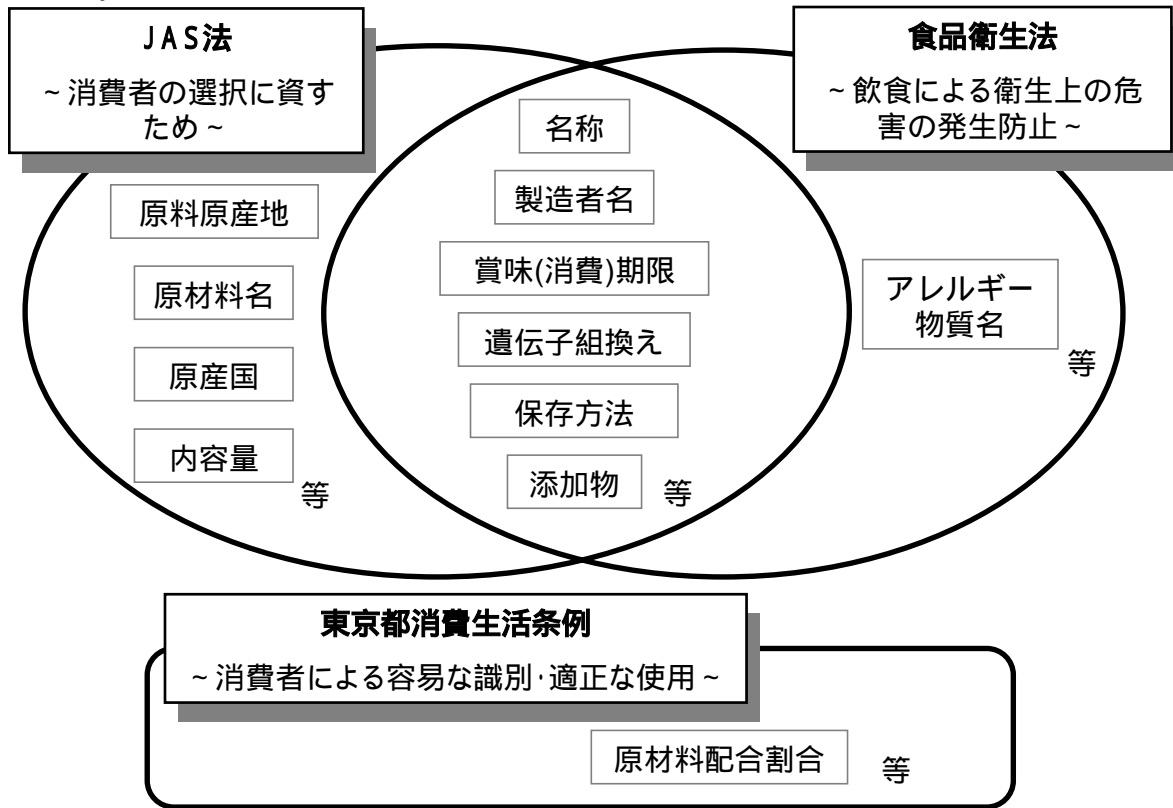


図1: JAS法、食品衛生法及び消費生活条例に基づく加工食品の表示

JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

2 食品の原産地表示制度の概要

現在、原産地及び原料原産地の表示はJAS法により、以下のように規定されている。

<原料原産地表示が必要なもの>	
○ 原産地表示が必要	生鮮食品(野菜、果物、肉、魚)
○ 原産国表示が必要	外国で製造された加工食品
○ 原料原産地表示が必要 (資料3-1)	原材料が品質を左右する加工度の低い20食品群 <重量の割合が50%以上のもの> 個別の品質表示基準で規定されている4品目
計24種	

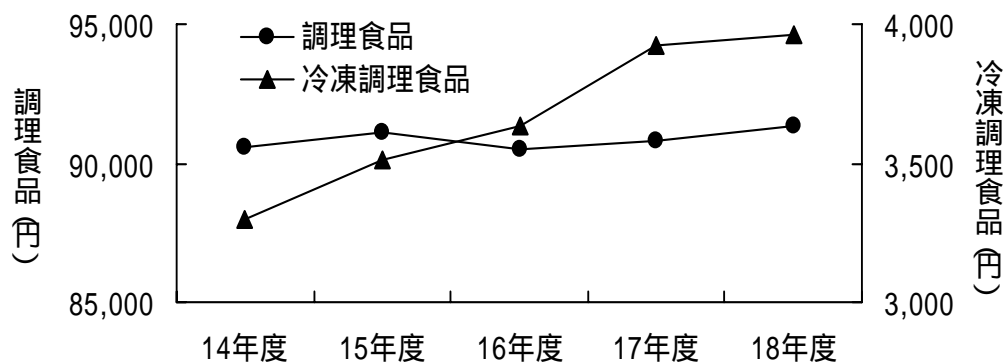
3 原料原産地表示を行うべき加工食品について

< 基本的な考え方 >

国内で製造され、消費者向けに販売される調理冷凍食品を対象とする。(業務用を除く。)

その理由として、

- (1) 今回の餃子事件の影響
 - ・消費者の調理冷凍食品の買い控え等、調理冷凍食品に対する不信感の高まり
 - ・国産の調理冷凍食品についても原料原産地表示を求める声の高まり
 - ・業界としても、これら消費者のニーズへの対応を求められている
- (2) 調理冷凍食品の消費量の拡大
 - ・家計に占める支出額は、調理食品全体が横ばいの中で高い伸びを維持
 - ・利便性が高く都民の食生活に密着した食品



(資料: 総務省統計局「家計調査」)

図2: 1世帯当たりの品目別支出金額

(3) 他の食品分野への波及効果

- ・社会の注目度が高く、食品業界全体の取組を促進できる。

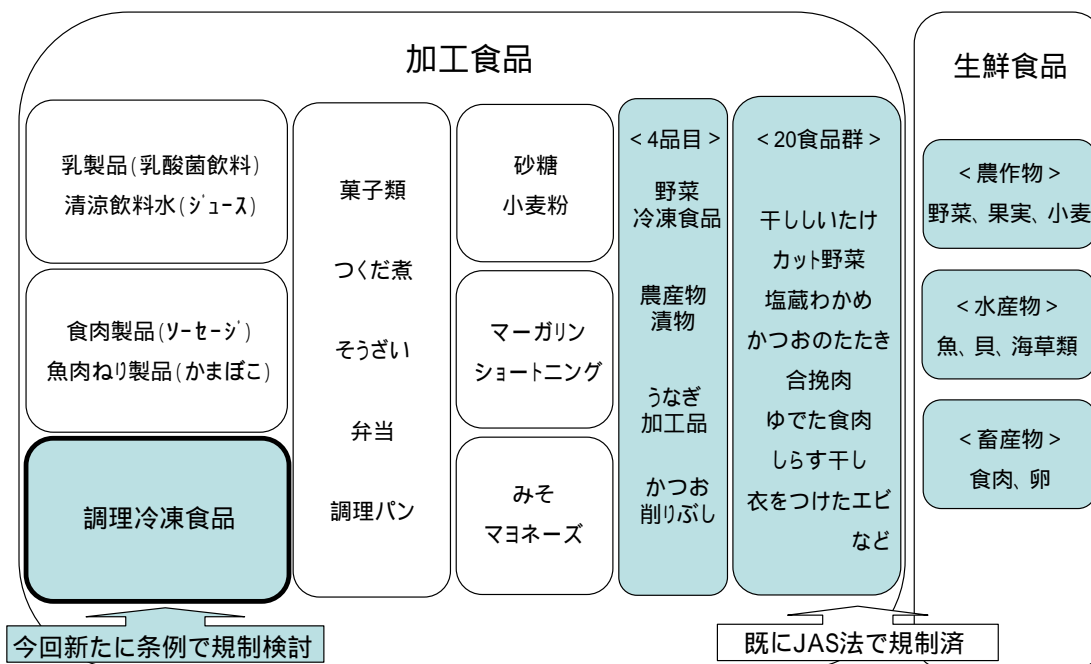


図3: 原料原産地表示の対象食品

4 表示すべき原材料の種類について

<基本的な考え方>

生鮮食品及び生鮮食品に近い加工食品を対象とする。

一般に、加工食品の原材料は、生鮮食品と加工食品に分けられる。また、この加工食品には、生鮮に近い加工食品と一般的な加工食品がある。

原材料が、一般的な加工食品であった場合

- (1) 個々の原材料の原産地表示を確認することは、製造者にとって非常に困難
(資料3 - 2)
- (2) 製造地表示では、原材料の産地が反映されない
(例) 海外産小麦を原材料に用い、日本で小麦粉に製粉するとその小麦粉の製造地は国産になる。




原材料の種類		原産地	製造地又は加工地
生鮮食品 		○	-
加工食品	生鮮に近いもの 	○	○
	一般的なもの 	×	○

図4: 原産地(製造地又は加工地)の把握について

(参考) 原材料の自給率について(資料3 - 3)

例えば、加工食品全般に調味料等として用いられる油脂類、砂糖類、醤油及び味噌の原材料や加工食品の主原料として用いられる小麦などの自給率が低い中で、全て国産の原材料を使用して製品を作ることは難しい。

品目	自給率(%)
小麦	13
大豆	5
砂糖類	32
油脂類	13

(資料: 農林水産省 食糧需給表)

図5: 食料自給率について(平成18年度概算)

したがって、国産加工食品の多くは、多かれ少なかれ原材料に海外産のものを含むことは避けられない。

5 表示すべき原材料の範囲について

<基本的な考え方>

- (1) 原材料の重量に占める割合上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上(生鮮食品及び生鮮食品に近い加工食品)
- (2) 商品名に冠したもの (資料3-4)

なお、原材料の重量に占める割合上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上という考え方は、既に食品衛生法、JAS法の遺伝子組換え食品及びJAS法の野菜冷凍食品で使用されている。

6 表示の方法について

<基本的な考え方>

原則は容器包装への表示とする。

ただし、以下の省略規定を設ける。

- (1) HP、FAX、電話等の対応でも可能とする。

(例) 原料原産地の問い合わせ先：03-5320-〇〇〇〇

HP：http://www.

- (2) 実績に基づいた表示でも可能とする。

(例) 原材料名：大豆(アメリカ又はカナダ)

注) 大豆の原料原産地は、当社における平成19年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社にお尋ねください。

など

季節の変動
農作物の豊凶
国際的な相場 } 等の影響による頻繁な原料の切り替え ⇨ 容器包装への表示困難